

2011 年 1 月 4 日 全 4 頁

2011 年に注目される ESG ニュース

資本市場調査部
環境・CSR 調査課

環境、社会（労働・人権など）、ガバナンス各分野の主な動向

[要約]

- 【Environmental: 環境】地球温暖化防止のための世界的枠組み作りに向けた交渉が進み、各国の政府、自治体、企業による温暖化対策が進められる。2010 年 10 月に採択された生物多様性条約名古屋議定書に関する各国政府の批准作業が進むことで、企業が対応を求められる。
- 【Social: 社会】OECD が企業行動ガイドラインを改訂し、人権に関する包括的な取組みを記載する。国連事務総長の特別代表が企業活動と人権に関する報告書を公表し、同報告書の内容が今後の各国政府や企業の社会的責任に関する取組みに影響を与えられよう。
- 【Governance: 企業統治】米国で 2010 年に成立した金融改革法の動向と関連規則の制定や、日本での「公開会社法」を巡る議論が注目される。

2011 年は ESG に関する世界的枠組みと企業の対応に注目

2011 年に注目されると思われる ESG に関する動向を次ページにまとめた。環境分野のニュースが多いが、社会（人権・労働など）面やガバナンスでも注目される動きがある。

環境分野では地球温暖化（気候変動）に関する世界的な枠組みのあり方が 2010 年に引き続き議論される。また、温暖化問題への関心が高まる中で各国がどのような政策を打ち出すかという点も注目される。

社会分野では、ビジネスにおける「人権問題」への取組みに関する国際的なガイドライン・文書が公表され、今後の企業活動に影響を与えられよう。

ガバナンス分野ではガバナンス改革を目的とする重要な法律が 2010 年に米国で成立した。2011 年は企業に同法の影響がどの程度及ぶかが注目される。

2010年11月発行の
「ISO 26000」の導入
が各国で進む

このほか、2010 年 11 月に発行された社会的責任の国際規格である ISO 26000 の導入が各国の政府や企業により進むと考えられる。同規格は成立までに世界各国の様々な立場の関係者により議論が重ねられ、先進国だけでなく開発途上国の意見も反映されている。世界標準となる規格が登場したことで、本国と進出先の双方のサプライチェーンにおける環境や労働問題・人権への取組み、地域コミュニティとの共生などがより一層求められることになるであろう。

表：2011年の環境・社会（労働・人権）・ガバナンスで注目されるニュース

1月	■2011年は「国際森林年」 ■2011年からの10年間は「国際生物多様性の10年」に ・国連地球の持続可能性に関するハイレベル・パネル第2回会合が開催 ・ISO 26000に関する手引の日本語訳が発行予定 ・男女平等などに関する活動を行う国連新機関UNウィメンが発足 ・認定NPO法人への寄付金額の五割程度を減税する制度がスタート ・中国で「廃電器電子製品回収管理条例」(中国版WEEE指令)が施行 ・中国の第12次5カ年計画がスタート(～2015年)
2月	・生物多様性条約名古屋議定書の署名開放開始、以後各国が批准へ ・第15回環境コミュニケーション大賞発表
3月	・地球温暖化対策加速化支援無利子融資利子補給金交付事業の貸付開始期限 ・家電エコポイント発行対象商品購入期限 ・環境省の企業の環境情報の開示のあり方に関する検討会が中間報告書を公表
4月	・東京都の二酸化炭素排出量取引制度の削減量口座簿稼働 ・埼玉県が二酸化炭素排出量取引制度を導入(大規模事業者が対象) ・米国でガバナンス改革関連法である「ドッド=フランク法」成立後初の株主総会シーズンが始まる
5月	・OECD、多国籍企業ガイドライン(改訂版)を公表 ・国連持続可能な開発委員会第19回会合が開催 ・家電エコポイント登録申請期限 (状況により期限前に終了する可能性有り)
6月	・国連事務総長特別代表のジョン・ラギー氏が企業活動と人権に関する最終報告を国連に提出 ・平成23年版環境白書公表 ・「温室効果ガス排出量 - 算定・報告・公表制度」で特定輸送排出者の報告締め切り ・日本経団連、中国北京市で環境見本市を開催
7月	・「温室効果ガス排出量 - 算定・報告・公表制度」で特定事業所排出者の報告締め切り ・中国で「社会保険法」が施行 ・「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が完全施行
8月	
9月	・自動車排出ガス規制である「ポスト新長期規制」が完全施行 (継続生産車・輸入ディーゼル車が対象に追加)
10月	・日本政府、環境税を導入(石油石炭税に上乗せ) ・第4次排ガス規制開始(建設機械など特定自動車対象)
11月	・国連気候変動防止枠組み条約第17回締約国会議(COP17)が南アフリカで開催(11月28日～12月9日) ・A4S(持続可能性課題に対する意思決定や報告レポートに関するプロジェクト)が統合レポートの枠組みをG20(年末)で提案予定 ・二酸化炭素の「可視化」を目指すカーボンフットプリントの国際規格(ISO14067)が発行予定
12月	・住宅エコポイントの対象となる工事期間の期限 (2011年末までに新築の場合は建築着工、リフォームの場合は工事着手)
2011年内	・日本政府が生物多様性条約名古屋議定書を批准、国内法を整備へ ・再生可能エネルギー全量買取制度の法案を国会に提出 ・法制審議会が「公開会社法」の内容について議論、答申をまとめる可能性 ・食品安全庁の創設に向けた動き

(出所) 各国政府資料、報道などに基づき大和総研資本市場調査部作成

【環境】地球環境を巡る世界的な枠組みの動向に注目

地球温暖化防止のための世界的な枠組みに関する交渉に注目

2010年12月にメキシコのカンクンで開催された国連気候変動防止枠組み条約第16回締約国会議（COP16）では、京都議定書で定められた2012年までの枠組みに代わる2013年以降の新たな枠組みとなる「ポスト京都議定書」について交渉が行われた。京都議定書の延長を求めるグループと米国・中国が参加しない京都議定書の単純延長を拒絶する日本などの間で意見がまとまらず、「**カンクン合意**」が採択されたものの具体的合意には至らなかった。日本政府は今後、京都議定書に代わる枠組みの構築を呼びかけると同時に、日本の環境技術を活用して二国間ベースでの削減を図る方式を軸に温暖化防止政策を進める方針である。11月に南アフリカで開催されるCOP17に向けた交渉がどのように進展するか注目される。

日本政府が環境税を導入、一部自治体で排出量取引が開始

温暖化防止に関する世界的な枠組み作りが停滞する一方で、各国で対策が進められている。日本では10月に地球温暖化対策税（環境税）が導入され、温暖化対策の財源に充てられる。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの全量買取制度については、2012年度の導入を目指して法案が2011年度中に国会に提出される見通しである。一方で、二酸化炭素（CO₂）の排出量取引制度については国内での反対意見の影響もあり、当初予定されていた2013年度の導入が実質的に見送られることになった。

また、今後の焦点となる都市部での排出削減に関しては、東京都が2010年から排出量の多い事業所を対象とする二酸化炭素の排出量取引制度を創設したことに続き、埼玉県も4月より大規模事業所を対象とする排出量取引制度を実施する。

生物多様性条約名古屋議定書の批准が各国で進む

地球温暖化と並んで注目を集める「生物多様性」分野では、2010年10月に名古屋市で生物多様性条約の国際会議が開かれ、植物や微生物など遺伝資源の利用で得られる利益の配分について定めた「**名古屋議定書**」と、締約国が2011年以降取り組むべき目標を定めた「**愛知目標**」¹が採択された。これにより、締約国の政府や企業は生物多様性への影響を考慮した活動を求められることになった。同条約の批准が2011年2月以降に各国で順次行われ、日本政府も年内に批准する見通しである。

【社会】企業経営と人権に関する重要な報告書が国連に提出

企業に人権への取り組みを求めるガイドラインや報告書が公表

経済協力開発機構（OECD）が「**多国籍企業行動ガイドライン**」を5月に改訂する。改訂により「人権」に関する企業の包括的な取り組みが記載される見通しである。今回の改訂には、企業活動と人権に関する国連事務総長特別代表であるジョン・ラギー氏が2008年に公表した報告書が影響を与えている。同氏の報告書は企業が人権侵害を未然に防ぐための仕組みを企業内に構築する「人権デューデリジェンス」などを提唱し、ISO 26000の策定にも大きな影響を与えた。6月に同氏の最終報告書がまとめられて国連に提出され、以後の世界各国の地域・企業のCSR活動に影響を与えると考えられる。

¹ 生物多様性を保全するために条約締約国が取り組む達成目標。生物多様性の損失を止めるための2020年までの20の個別目標と、自然との共生を目指した2050年までの中長期目標が合意された。

人権への意識が高い欧州では、ラギー氏の提唱した考え方に基づいた動きが起きている。例えば、欧州議会は EU に本社を置く企業が域外で引き起こした人権問題について、被害者が EU 域内の裁判所に救済を申し立てる制度の構築を求める決議を行っている。ラギー氏が 6 月に公表する予定の最終報告書は、企業の人権に対する取組みのフレームワークとして活用されると思われ、日本企業も対応を求められる可能性がある。

中国政府が労働規制の整備を進める

開発途上国での労働・人権問題では、中国での動きが注目される。2010 年は労働争議が多数発生し外資系企業が対応に迫られたが、2011 年からの第 12 次 5 年計画では労使関係の適切なメカニズムを構築することが掲げられており、労働関連法規の整備が進む見通しである。また、7 月に社会保険法が施行される。中国初の社会保険の枠組み法であり、施行により企業は相応の負担を求められる。

NPO への寄付金減税がソーシャルビジネスの拡大に寄与するか

日本政府が 2010 年 12 月に閣議決定した税制改正大綱で、認定 NPO 法人への寄付について新たに税額控除を導入して所得控除との選択性とするのが盛り込まれた。これにより所得税と個人住民税で合計 5 割までの税額控除が可能となる。日本では近年、事業性と社会性（貧困解決や環境保護など）を両立するソーシャルビジネスが注目され始めたが、同分野に従事する団体は NPO 法人が多く、財源の大部分を寄付金が占めているが、財源不足に悩まされている団体も多い。寄付金の減税により資金の供給が拡大することで、日本でもソーシャルビジネスが発展することが期待される。

【ガバナンス】米国でのガバナンス改革が進むか

米国ドッド・フランク法成立の影響

米国で 2010 年に成立した「米国金融改革法（ドッド・フランク法）」により、役員選任に関する株主提案の容易化、役員報酬の株主総会議案化、役員報酬決定プロセスの透明化など様々な新制度が導入されることが決まった。同法成立後初となる株主総会で経営者報酬議案が上程され、株主の判断を受けることになる。

一方で、コストの増大、または特殊な意図を持つ株主の活動の活発化を懸念したロビー団体の反対により、米国証券取引委員会（SEC）が進めていた関連規則の整備が見送られるなどの改革に反対する動きもある。2011 年は、同法の施行を受けて米国のガバナンス改革がどの程度進展するかが注目される。

日本では「公開会社法」成立に向けた議論が進む

日本では、民主党政権が「民主党政権集 INDEX2009」で実現を目指した「公開会社法」制定に向けて法制審議会で議論が重ねられる。同法では株式公開企業が様々なステークホルダー（利害関係者）に対して説明責任を負うことや、従業員代表の監査役への起用、子会社を上場させている企業（親会社）に子会社の株式売却をさせる、などが論点に挙がっている。同法は 2011 年または 2012 年に答申がまとめられる見通しである。

IFRS の導入で企業ガバナンスのあり方に変化が生じる

国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）は 2010 年より任意適用が開始されており、2012 年までに強制適用の有無の判断が下される予定である。IFRS の導入により企業は様々な対応を求められるが、例えば純資産価値の増減を含む「包括利益」を計上する企業が増えれば、株式の持ち合い解消促進など企業のガバナンスのあり方に変化が生じると考えられる。